

令和3年8月8日から8月31日の期間

福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」と言う。）に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、町民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

町民の皆様へのお願い

内 容

○感染リスクの高い行動は控えてください。

- ・不要不急の外出は自粛してください。
- ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。
- ・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。
- ・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

○基本的な感染対策を徹底してください。

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。
- ・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

飲食店等の皆様へのお願い

内 容

○営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。

(酒類の提供は、午前11時～午後7時)

○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守)

【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗

- ・接待を伴う飲食店
- ・酒類を提供する飲食店

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))

■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分～17時30分)

全地域 上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。

■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分～17時30分) 19

いわき市
(重点区域)
その他の
地域

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人ととの接触機会の低減にご協力ください。

※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

○感染防止対策が徹底できないサークル活動

○大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

24